

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6736-9850（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6736-9850（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額446,360,368円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 目的事項の変更について

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため事業目的の記載内容の一部変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行について

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。また、現行定款第42条第1項及び第2項において、監査役の実任期間の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任限定が可能であることを明確にするため、監査役の実任期間に関する経過措置を附則として新設するものであります。

(3) その他

上記の各変更に伴い、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、金丸貴行、金丸武嗣、新妻正幸、市川正史及び川畑大輔の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、小保真一、菅川洋、淺枝謙太の各氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、市川正史氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は80百万円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額150百万円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額300百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年800,000株以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	162,451	1,196	-	(注)1	可決 99.27
第2号議案	162,100	1,547	-	(注)2	可決 99.05
第3号議案					
金丸 貴行	153,735	9,907	-	(注)3	可決 93.94
金丸 武嗣	162,061	1,581	-		可決 99.03
新妻 正幸	162,045	1,597	-		可決 99.02
市川 正史	162,085	1,557	-		可決 99.05
川畑 大輔	161,898	1,744	-		可決 98.93
第4号議案					
小俣 真一	162,069	1,573	-	(注)3	可決 99.04
菅川 洋	160,020	3,622	-		可決 97.78
浅枝 謙太	162,147	1,495	-		可決 99.08
第5号議案	162,400	1,247	-	(注)3	可決 99.24
第6号議案	159,971	3,676	-	(注)1	可決 97.75
第7号議案	159,798	3,849	-	(注)1	可決 97.65
第8号議案	153,508	10,139	-	(注)1	可決 93.80

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上